



平成 27 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 総合商研株式会社  
代表者名 代表取締役会長 加藤 優  
(JASDAQ・コード 7850)  
問合せ先 企画管理本部部長 太田 健一  
電話番号 011-780-5677 (代表)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び「定款一部変更の件」を平成 27 年 10 月 27 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

平成 27 年 10 月 27 日開催予定の第 44 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきまして、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 27 条(取締役の責任免除)を新設するものであります。
- ③ 今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)につきまして、事業

目的を追加するものであります。

- ④ 機動的な配当政策および資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限において決定できるよう第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い、現行規定第 7 条（自己の株式の取得）及び第 45 条（中間配当）を削除するものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

3. 定款変更の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 10 月 27 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 10 月 27 日（火）

以 上

【別紙】 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 ( 案 )
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～17. &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>18. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条～第6条 &lt;条文省略&gt;</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第19条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～17. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>18. <u>インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びホームページの企画、デザイン、制作、販売、運営、保守及び管理</u></p> <p>19. <u>酒類、清涼飲料水、食料品、金券の販売並びに輸出入、その代理及び仲介</u></p> <p>20. <u>古物営業法に基づく古物の売買、仲介、受託販売</u></p> <p>21. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条～第6条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第7条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く</u>)は、10名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は3名</p>

<p>(選任方法)</p> <p>第 <u>21</u> 条 取締役は株主総会において選任する。      &lt;新設&gt;</p> <p><u>2</u> &lt;条文省略&gt;  <u>3</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第 <u>22</u> 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 <u>23</u> 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p><u>以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 <u>20</u> 条 取締役は株主総会において選任する。  <u>2</u> <u>取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>  <u>3</u> &lt;現行どおり&gt;  <u>4</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第 <u>21</u> 条 <u>取締役(監査等委員である者を除く)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において予め監査等委員である取締役の補欠者(以下、「補欠監査等委員」という。)を選任することができる。</u></p> <p><u>4</u> <u>補欠監査等委員の選任決議の定足数は、第 20 条第 3 項の規定を準用する。</u></p> <p><u>5</u> <u>補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p><u>6</u> <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 <u>22</u> 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く)の中から、</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>
--	---

(取締役会の招集権者および議長)  
第 24 条 < 条文省略 >

(取締役会の招集通知)  
第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)  
第 26 条 < 条文省略 >

< 新設 >

< 新設 >

< 新設 >

(取締役会の議事録)  
第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

(取締役会の招集権者および議長)  
第 23 条 < 現行どおり >

(取締役会の招集通知)  
第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)  
第 25 条 < 現行どおり >

(重要な業務執行の決定の委任)  
第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)  
第 27 条 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  
2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(取締役会の議事録)  
第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

<p>(取締役会規程) 第 28 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (員数) 第 30 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役) 第 33 条 <u>当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において予め監査役の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することができる。</u> 2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第 31 条第 2 項の規定を準用する。</u> 3 <u>第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、選任後、4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第 29 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等) 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員および監査等委員会</u> &lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
--	---

<p><u>4 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第 34 条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u>  <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u>  <u>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>＜新設＞</p>	<p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p><u>(常勤監査等委員)</u>  <u>第 31 条 監査等委員会はその決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
--	--

<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第6章 会計監査人 第40条～第41条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第43条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。</p> <p>(中間配当) 第45条 当会社は、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 第34条～第35条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第37条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p>
---	---



<p>(配当の排斥期間) 第 46 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第 39 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。</u></p> <p>3 <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当の排斥期間) 第 40 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>附則</u> (<u>監査役の実任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>当社は、第 44 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	--